

団員規約

(平成23年 4月 24日 改正版)



岸和田市音楽団

第1条（団名）

当楽団は団名を「岸和田市音楽団」、略称は「岸和田市音」と呼称する。英語表記は「K I S H I W A D A C I T Y B A N D」とする。

第2条（団の目的）

当楽団は岸和田市の育成団体の吹奏楽団として、団員各々がその演奏技術の研鑽を積み、岸和田市の文化活動に吹奏楽で貢献することと、一般市民に広く音楽を提供することを目的とする。

第3条（団の組織構成）

- 第1項 当楽団は岸和田市の育成団体であり、岸和田市文化国際課、岸和田市立文化会館の指導の下活動する。
- 第2項 当楽団内には団役員として団員からの選抜により団長、副団長を各1名任命する。団役員に関する詳細は第4条において規定する。
- 第3項 団における最高の意思決定機関として団員総会を規定する。団員総会の決定に逸脱しない範囲内で団の運営に関わる意思決定機関として運営会議を規定する。運営会議は本条別項に定める団長、副団長、演奏部長、事務局長、会計で構成する。
- 第4項 運営会議の決定に基づき団の練習のマネージメントと演奏曲の選定を行う機関として演奏部を規定する。演奏部の責任者として、団員からの選抜により部長を1名任命する。演奏部長に関する詳細は第4条において規定する。また、演奏部は部長と第9条に定める演奏指導者、および本条別項に定める指揮者によって構成する。演奏部の諮問機関として演奏部会議を規定し、演奏部とパートリーダーで構成する。演奏部会議は演奏部長の判断により適宜召集する。
- 第5項 運営会議の決定に基づき団内の各種実務を行う機関として事務局を規定する。事務局の責任者として、団員からの選抜により局長を1名任命する。事務局長に関する詳細は第4条において規定する。事務局の構成は運営会議により適宜定める。
- 第6項 第8条に定める団の会計管理を行う機関として会計を規定する。構成員は団員からの選抜により2名任命する。会計（構成員）の詳細については第4条において規定する。
- 第7項 指揮者は演奏部会議により団員より任命され、第9条に定める演奏指導者と協力しながら練習、演奏の指揮をするものとする。
- 第8項 団員は演奏楽器によって、フルート／ピッコロ／オーボエ、クラリネット、サクソ、トランペット、トロンボーン、ホルン、ユーフォニウム、バス、パーカッションの9パートの内のいずれかに属する。パートには各1名リーダーを任命する。パートリーダーの詳細は第4条において規定する。

第4条（団役員等に関する規定）

第3条に定める各役員等は以下の通り規定する。

- 団長 : 団員の代表として団の運営全般を司る。運営会議の決定を逸脱しない範囲内で団運営における決定権を有す。渉外も担当する。選任方法は第7条において規定する。

- 副団長： 団長を補佐し団内役員、係の統括をする。団長または演奏部長が何らかの理由で任務を遂行できない場合は代行となる。選任方法は第7条において規定する。
- 演奏部長： 演奏部の責任者として練習のマネジメントと演奏曲の選定を司る。演奏部会議の議長となる。選任方法は第7条において規定する。
- 事務局長： 事務局の責任者として団内の実務全般を司る。副団長が何らかの理由で任務を遂行できない場合は代行となる。選任方法は第7条において規定する。
- 会計： 団の会計管理にあたる。会計に関する詳細は第8条において規定する。事務局長が何らかの理由で任務を遂行できない場合は代行となる。選任方法は第7条において規定する。
- パートリーダー： パートの代表としてパート内の意見の取りまとめやパート単位での活動を司る。パート内の任意の方法で選出し、団長が任命する。

第5条（団員）

- 第1項 当楽団には、中学校卒業後であれば希望により入団できる。入団に関する手続きは第6条において規定する。
- 第2項 当楽団は原則毎週水曜と土曜に練習を行う。団員は原則練習には参加するものとする。練習を1か月以上にわたり欠席する場合は、第6条に定める「休団届」を提出しなければならない。
- 第3項 無断で1か月以上練習を欠席した場合は、団員登録から削除する。
- 第4項 第1項に定める以外の練習（臨時練習）、また練習の休みは団長の判断により決定する。
- 第5項 団員はこの規約を遵守しなければならない。
- 第6項 団員は毎月1000円の団費を支払う。高校生またはそれに相当するものは500円の団費を支払う。また第8条第4項の規定により臨時請求があった場合は支払わなければならない。
- 第7項 団としての演奏活動に参加できるのは、団員と別条に定める手続きを行った者のみとする。

第6条（各種手続き）

- 第1項 当楽団に入団する際は「入団届」を提出するものとする。入団届には捺印が必要であり、未成年の場合は保護者の署名・捺印を必要とする。なお、捺印については拇印も可とする。届を受理した日から団員と認める。
- 第2項 当楽団を退団する際は「退団届」を提出するものとする。退団届には捺印が必要であり、未成年の場合は保護者の署名・捺印を必要とする。なお、捺印については拇印も可とする。届を受理した月の末日をもって退団とする。
- 第3項 第5条に定める団員の活動を1か月以上停止する場合は「休団届」を提出するものとする。休団届には捺印が必要であり、未成年の場合は保護者の署名・捺印を必要とする。なお、捺印については拇印も可とする。
- 第4項 第3項の定めにより休団し、復帰する場合は「復帰届」を提出するものとする。復帰届には捺印が必要であり、未成年の場合は保護者の署名・捺印を必要とする。なお、捺印については拇印も可とする。届を受理した日から再び団員と認める。

第5項 団員以外の奏者を演奏に加える場合は、加わるパートから「客演届」を提出するものとする。届け出なしに3回以上演奏に加わることは認めない。

第6項 団員は年に1回事務局長の求めに応じ「継続届」を提出するものとする。継続届には捺印が必要であり、未成年の場合は保護者の署名・捺印を必要とする。なお、捺印については拇印も可とする。継続届の提出がない場合は団長の判断により団員登録から削除する。

第7条（役員等の選出）

団長、副団長、演奏部長、事務局長、会計は4月から3月の年度単位で2年ごとに全団員による選挙により選出する。選挙については前任の役員が決定、運営する。再選はこれを妨げない。任期は原則2年とし、任期途中でも団員の過半数の要求で解任または自身の意思で辞任した場合、再選挙を行う。再選挙後の任期は前任者の任期までとする。

第8条（会計）

第1項 団の会計は4月から3月の年度単位で会計により1年間の予算案を作成し、団員総会の承認を経て1年間の予算を決定する。会計の運営は原則としてこの予算に従う。

第2項 予算の策定にあたっては、運営会議、演奏部会議とも協議する。

第3項 会計は年度単位で会計報告を作成し、団員に配布する。

第4項 会計は必要に応じて団員に説明の上、臨時の団費を請求できる。

第9条（演奏指導者）

演奏指導者は演奏部の決定に従って団全体の演奏を指導するものとする。指導報酬の金額については団の予算策定の際に決定する。この演奏指導者が団員である必要はない。

第10条（備品管理）

団の備品については専用倉庫にてこれを管理する。管理は事務局主体でおこない、楽器については原則各パートにおいて管理する。専用倉庫に私物を置くことは原則として禁止とし、団内の私物管理はすべて所有者自身の責任とする。

第11条（団員総会）

第3条第3項の定める団員総会は、毎年4月に定例総会として団長により開催される。その他運営会議の判断により臨時総会を開催できる。

第12条（付則）

第1項 この規約は平成17年7月1日より発効とする。

第2項 この規約の改正にあたっては、全団員の過半数の賛成を必要とする。

平成18年3月5日 改正

平成20年4月27日 改正

平成22年4月25日 改正

平成23年4月24日 改正

以上